

序 「はじめに（基本理念）」
第1章 「いじめ防止に関する基本的考え方」
第2章 「いじめの未然防止」
第3章 「いじめの早期発見」
第4章 「いじめの早期対応」
第5章 「いじめを許さない取り組みの年間計画」

はじめに（基本理念）

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢を貫き、どんな些細なことでも必ず寄り添いながら相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校においても、学校・地域住民・家庭・その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服といじめ防止の対策を、総合的かつ効果的に推進するため、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

第1章 いじめ防止に関する基本的考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。〈いじめ防止対策推進法第2条〉

※ 留意点

- ア、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は表面的・形式的にすることなく、心身の苦痛を感じている児童の立場に立つことが大切である。
- イ、一定の人間関係とは、学校の内外を問わない。
- ウ、いじめはどの学校、どの学級にもおこりうるとの認識に立つことが大切である。

※ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 「SNS」等で誹謗中傷や嫌なことを書きこまれたり、仲間外れにされるなど

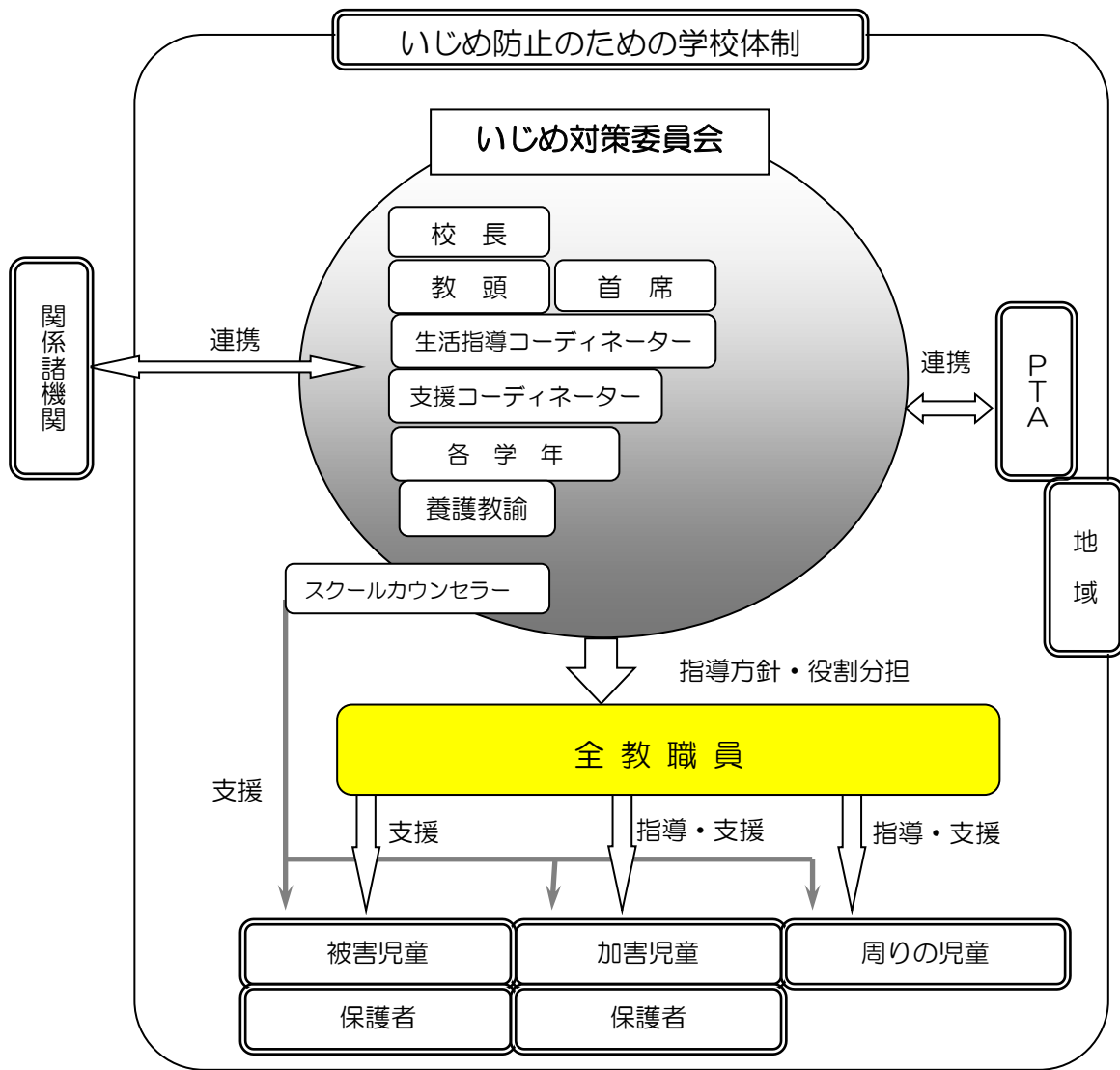
※ 具体的ないじめの態様と対応主体

| | 態 様 | 対応主体 |
|------|------------------------|---------------------------------|
| レベルⅠ | ことばによるからかい、無視、攻撃的な言動 | 担任・学年・(生指主任)で指導し、管理職に報告 |
| レベルⅡ | 仲間外し、悪口・陰口、軽度の暴言 | いじめ対策委員会を開き、学校全体で指導 |
| レベルⅢ | 暴言・誹謗中傷行為、脅迫・強要行為、暴力 | いじめ対策委員会を開き、警察・関係機関と連携して学校全体で指導 |
| レベルⅣ | 重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為 | 市教委が指導的役割を担い、出席停止や警察など校外で指導 |
| レベルⅤ | レベルⅣがきわめて重い状況 | 警察・福祉機関など外部機関が主に対応 |

2 指導方針

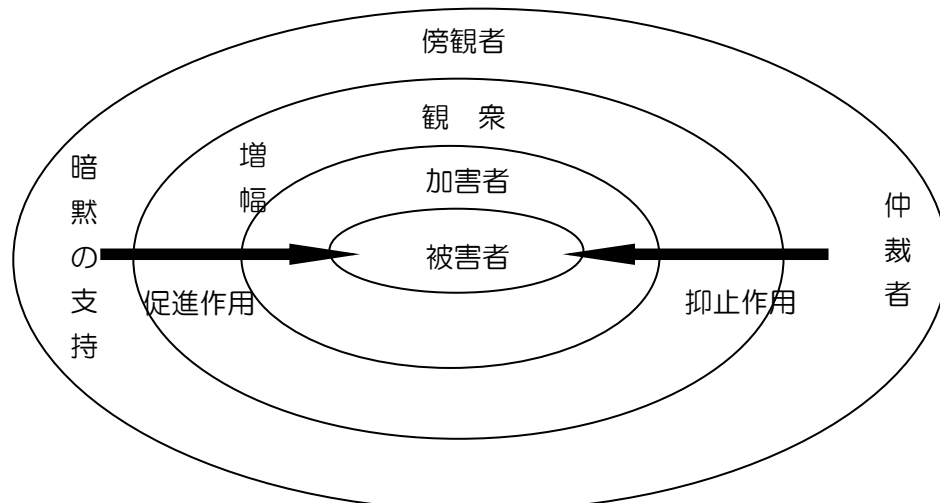
- (1) 児童等はいじめを行ってはならない。〈いじめ防止対策推進法第4条〉
教職員は「いじめは絶対許さない」との毅然とした態度を示す。
- (2) 思いやりがあり、いじめを許さない集団づくりにつとめる。
- (3) 未然防止を基本とし、早期発見につとめ早期に対応する。
- (4) 情報を共有し、いじめ対策委員会を活用して組織として対応する。
- (5) 保護者と協力・連携する。
- (6) 重大事案については警察等の関係諸機関との連携をためらわない。
※重大事案とは
ア、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
イ、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合)



※いじめは、加害者（いじめる側）と被害者（いじめられる側）の周囲に、観衆（注目する者、はやしたてたりあおったりする者）、傍観者（暗黙の支持という効果をもたらす）があるといわれる。彼らが仲裁者になるような指導が必要である。

（「いじめ対応プログラムⅠ」（大阪府教育委員会）巻頭論文 参照）



3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ対策委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、首席、生活指導コーディネーター、支援コーディネーター
養護教諭、各学年（当該児童担任）
- (3) 役割
 - ア 「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - イ いじめの未然防止
 - ウ いじめの対応
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ 年間計画の企画と実施および年間計画進捗の点検
 - カ 関係諸機関との連携
 - キ 各取組みの有効性の検証
 - ク 年度末での総括（学校教育アンケートの活用）
 - ケ 学校いじめ防止基本方針の見直し

第2章 いじめの未然防止

1 いじめの未然防止のための措置

- ア) すべての教職員で取り組む。
- イ) 集団づくり、仲間づくりをすすめる。
- ウ) 未然防止の取組みの成果について、PDCAサイクルに基づく取組みを継続する。

2 いじめの未然防止のための取組み

ア) いじめについての共通理解を図る

- ⇒いじめ対策委員会（年に4回）
- 校内委員会・支援交流会（毎月1回）および拡大支援交流会（学期に1回）
- 「いじめ対応」に特化した校内夏季研修
- 定期的な職員会議および生徒指導についての申し送り等

イ) 児童が、いじめに向かわない態度・能力の育成、自己肯定感の向上

- ⇒道徳、人権教育、特別活動や児童会活動、児童集会などをとおして
- ・異学年交流（喜志西タイム、2学年合同の遠足・運動会演技など）
- ・ひまわり交流会、桃花塾との交流、人権聞きとり学習・体験学習など
- ・学級での活動（みんなあそび、友だちのよいところさがしなど）

※参照 「いじめ対応プログラムⅡ」の活動例（大阪府教育委員会）

「わたし 出会い 発見」の活動例（大阪府人権教育研究協議会）

「アサーショントレーニング」（平木典子）

「楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動」（国立教育政策研究所）

「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）

第3章 いじめの早期発見

1 いじめの早期発見のための取組み

ア) いじめの正確な認知および教員による観察・声かけ

- ・いじめはどの学校、どの学級にもおこりうるとの認識にたつ。

イ) いじめの定期的調査

- ・こころとからだのアンケート調査・・・毎月1回
- ・児童へのカウンセリング期間・・・毎月1回カウンセリング週間を設定
- ・保護者対象アンケート調査・・・年1回

ウ) いじめ相談体制

- ・悩み相談箱の設置、いじめ相談窓口の設置
- ・スクールカウンセラーや保健室の活用

第4章 いじめの早期対応

1 いじめを発見したら

いじめ事象情報の把握・・・情報収集 → 管理職報告

全校職員で情報共有

→ どのレベルにあたるか判断

記録を開始、委員会報告



校内指導・支援体制を組む・・・校内委員会・職員会議 → 指導方針の決定（※1）

被害児童へ = 心のケアと、安心できる環境づくり

加害児童へ = 方針に基づく指導、心のケア

学級等へ = 集団の問題ととらえた話し合い

被害者保護者へ = 情報提供、指導方針説明（※2）

加害者保護者へ = 情報提供、指導方針説明、家庭での指導依頼

レベルⅢ以上のときは外部機関と連携

随時、委員会報告



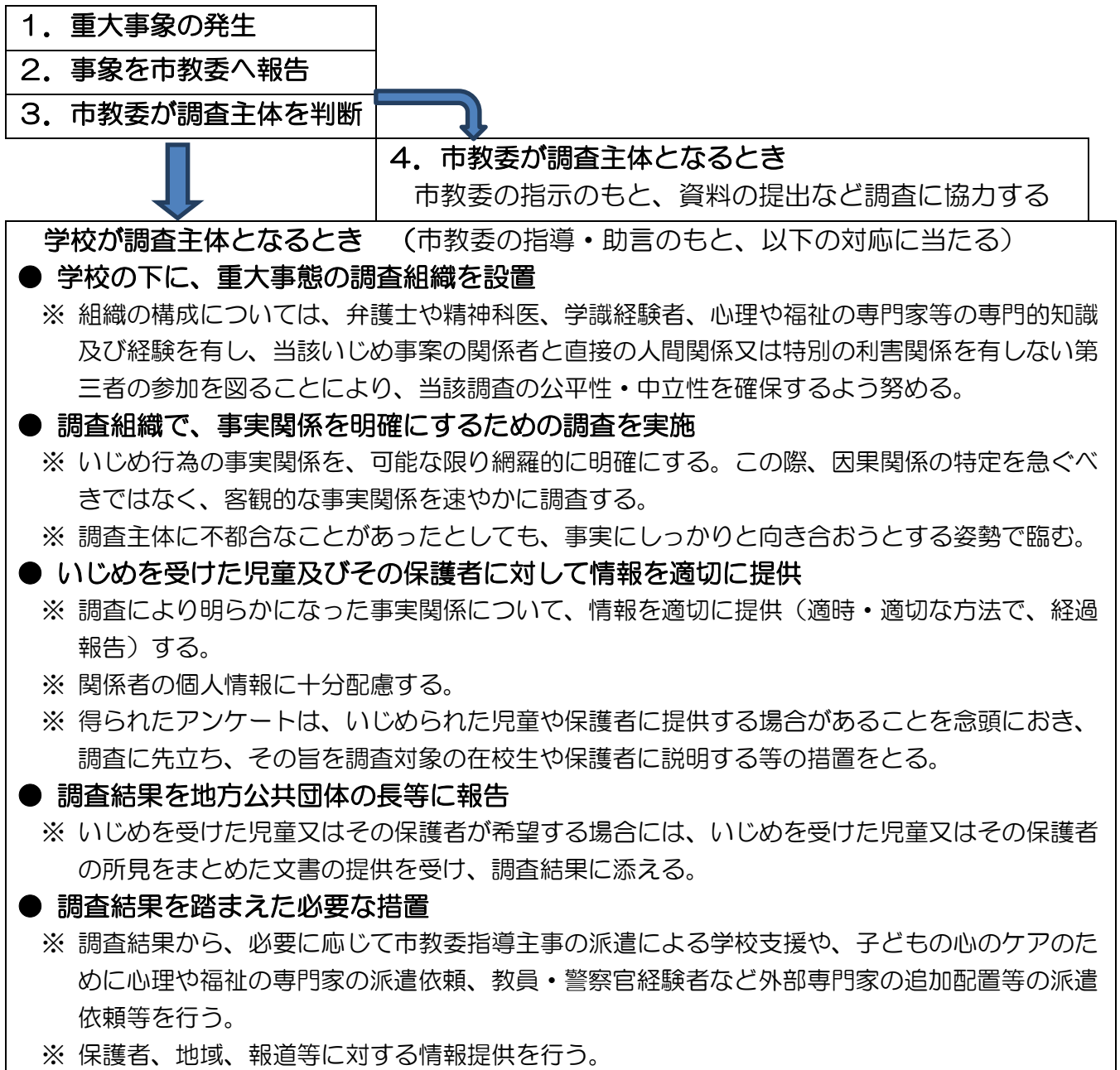
問題解決・・・事後指導と観察
再発防止策の話し合い
記録の整理、委員会報告

引き継ぎ（年度がわり、転出時など）

※1 「障がい」をもつ児童への配慮について ⇒ 「いじめ対応プログラムⅠ」P20参照

※2 保護者との対応について ⇒ 「同」P22～25参照

◎重大事態対応フロー



「SNS」等によるネット上のいじめへの対応

- ・「SNS」（ソーシャルネットワーキングサービス）等によるネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、発覚した場合、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに情報の発信停止および情報の削除を求めるなど必要な措置を講じる。合わせて、必要に応じて関係諸機関への協力を求める。
- ・当該児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・従来の「LINE」や携帯電話のメールのみならず、様々な最新の「SNS」の形態を利用したいじめなどについては、個人への誹謗中傷が多い状況である。また、スマートフォンの普及率が高まり、児童の所持率も学年に関係なくさらに増加の傾向にあるので、学校における情報モラル教育の推進とともに、保護者向け研修会を開催し、双方においてこれらについての理解を求めていく。

※参照「ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集」文部科学省
 「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」大阪府教育庁

第5章 いじめを許さない取り組みの年間計画

| 月 | 主な取り組み内容 | | | |
|-----|---|---|--|---|
| 4月 | 集団づくり (学級開き、喜志西タイムについて、ひまわり学級について、相談ポストの周知) | 新担任引き継ぎ PTA 総会 家庭訪問 (児童理解) | <通年> 「相談ポスト」常時設置と活用 カウンセリング期間での子どもの状況把握と相談体制 こころとからだのアンケートを毎月実施 毎月の校内委員会と支援交流会 毎学期の拡大支援交流会 年間計画に基づく道徳・人権教育、特別活動 各学年での人権(福祉)体験学習 指導記録整理 | 第一回いじめ対策委員会 ・ 年間計画の確認 ・ 全教職員による基本方針の共有化 |
| 5月 | 集団づくり (遠足、校外学習に向けて) | 喜志西タイム開始 | | P T A 総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 |
| 6月 | 集団づくり (校外学習に向けて) | 拡大支援交流会 | | 第二回いじめ対策委員会 ・ 進捗状況の確認 |
| 7月 | 集団づくり (一学期を振り返って) | 個人懇談会 | | 第三回いじめ対策委員会 ・ 状況報告と取り組みの検証及び見直し |
| 8月 | | 児童理解研修 | | |
| 9月 | 集団づくり (二学期の目標) | ひまわり交流会 (各学年随時) | | 第四回いじめ対策委員会 ・ 年間総括 ・ 次年度の課題 |
| 10月 | 集団づくり (宿泊学習、運動会に向けて) | | | |
| 11月 | 集団づくり (音楽会に向けて) | 個人懇談会 拡大支援交流会 | | |
| 12月 | 集団づくり (お楽しみ会) | 学級懇談会 | | |
| 1月 | 集団づくり (新年の目標) | 富人研実践交流会 学校教育アンケート | | |
| 2月 | 集団づくり (スタンプラリー＝喜志西タイム総括) | 拡大支援交流会 桃花塾との交流会 6年人権聞きとり学習 (人権学習のまとめ) | | |
| 3月 | 集団づくり (次年度に向けて) | 引き継ぎ事項記録 幼稚園等引き継ぎ | | |

※ 取り組み状況の把握と検証 (PDCA)

- ・未然防止および早期発見・早期解決にむけて、担任が児童に寄り添い些細なサインも見逃さないように児童との人間関係の構築を基本とし、前述の「いじめの定期的調査」(ここ

ろとからだのアンケート調査・児童へのカウンセリング期間)を活用し、全児童の内容や担任による指導経過を校長・教頭および生活指導コーディネーター(3名)が集約・把握し、さらなる指導が必要な事象については組織的な対応をしていく。

- いじめ対策委員会は、年4回(年度当初・1学期末・2学期末・年度末)開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証・見直しなどを行う。また、本基本方針については、年に1回(年度末)見直しを行う。